平成２２年（フ）第３８６号
茨城県ひたちなか市大字中根5404番地、住民票上の住所茨城県ひたちなか市大平２丁目７番１号
債務者　大越やい子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３９７号
茨城県ひたちなか市西大島１丁目21番７号ホーユーパレス勝田309号
債務者　小浜　弘之
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４０５号
茨城県東茨城郡城里町大字上入野2079番地、住民票上の住所茨城県ひたちなか市東大島３丁目８番１号メゾンクレール102
債務者　大津　美鈴
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４１７号
茨城県水戸市鯉淵町4450番地
債務者　深谷みどり
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４２２号
茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田758番地３
債務者　上野　祐一
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４２５号
茨城県水戸市東赤塚253番地の20　けやきヶ丘ハイツＢ棟201号
債務者　大高　浩幸
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４２９号
茨城県笠間市南小泉519番地11
債務者　臼井　博子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４３９号
茨城県水戸市元吉田町1339番地の５　ラジュネスＢ棟101号
債務者　井上千恵子（旧姓柳橋）
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１２３号
茨城県高萩市大字高戸170番地エトワール高萩Ｃ－４、住民票上の住所茨城県日立市滑川本町１丁目10番17号
債務者　野崎　広子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１２９号
茨城県日立市十王町友部東４丁目17番地の４
債務者　菊池千恵子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１３７号
茨城県日立市滑川本町４丁目20番17号
債務者　林　トモ子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１４２号
茨城県日立市久慈町５丁目28番７号、住民票上の住所茨城県日立市西成沢町２丁目16番27―201号
債務者　梅村　多可（旧姓川又）
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１７６号
茨城県結城郡八千代町大字若1395番地１コーポビクトリーＢ棟101号
債務者　松村　光一
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１６８４号
名古屋市中村区日ノ宮町４丁目82番地
債務者　横地　陽子（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８７７号
愛知県東海市富木島町東山田７番地32　太平工業東海上野台寮419号室
債務者　後藤　竜史
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１５号
京都市西京区嵐山上海道町７番地10
債務者　門畑　　明
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係